

名古屋音楽大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

名古屋音楽大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、名古屋音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

親鸞聖人が説いた「同朋和敬」を建学の精神とし、寄附行為、学部及び研究科の学則において、同精神に基づく教育を行うことを明記している。建学の精神を簡潔な言葉に置換えた「共なるいのちを生きる」については、大学案内及びホームページに解説がある。教育目的等は、法人の規程集、「同朋学園電子情報蔵」、学生便覧、ホームページ等により学内外に周知を図っている。法人は使命・目的及び教育目的を反映させて中期経営計画を平成 27(2015)年に策定している。

「基準 2. 学修と教授」について

建学の精神と教育目的に基づくアドミッションポリシー及びカリキュラムポリシーを定め、ホームページで公表している。入試説明会、オープンキャンパス及び音楽講習会等の機会を通じて、アドミッションポリシーを入学志願者に説明している。音楽を専門的に学ぶ学生に必須の学修と、学生の個性やニーズに沿った学修の両立が可能となるよう、カリキュラムポリシーを踏まえて教育課程を体系的に編成している。アドバイザー教員制度の導入、入試・広報センター、学務部、キャリア支援センター等学内各部署の教職員全体での情報共有による新入学生一人ひとりに配慮した学修支援体制を構築している。実技レッスンを含む全ての科目について授業アンケートを実施することにより、学修状況の把握と学生の意識調査を行い、教育目的の達成状況の点検と評価を行っている。

「基準 3. 経営・管理と財務」について

理事会は年 3 回開催される一方で、理事長及び常任理事をもって組織する常任委員会は月に概ね 2 回開催され、理事会が委任した事項、理事会に提案する事項等を審議・決定し、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。平成 27(2015)年度より、入試・広報センター及びキャリア支援センターを同一法人内の 3 大学（名古屋造形大学、同朋大学、名古屋音楽大学）の横断的な事務組織として統合し、効率の良い業務執行体制を構築した。全職員が行った自己評価をもとに理事長・所属長が面接を行い、直接意見や提案を聞くと同時に職員評価を行っている。

理事会は過去の財務実績を分析した上で平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度財務計画表を作成し、これに基づき各年度の事業計画の作成と予算編成を行っている。安定した財務基盤の確立のため、人件費、経費の見直しを行った結果、帰属収支差額は 7 期連続で収入超過を維持している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価のための組織として、大学評価委員会とFD委員会を設置し、平成21(2009)年度の大学機関別認証評価の結果を踏まえて、シラバスの改善、授業評価アンケートの毎年実施と全科目実施、授業評価アンケートのデータ公開等の改善を行い、PDCAサイクルの仕組みの確立に努めている。

授業評価アンケートは、平成27(2015)年度より、設問内容を講義科目と実技科目の授業実態に合わせたものに変更して実施している。FD委員会が中心となりその結果を分析して、授業改善の提案を行っている。同委員会は専任及び非常勤教員を対象とした、講義科目及び実技科目の授業改善・向上を目的とする講習会及びFD分科会を実施し、そこで得られた情報を多くの教員にフィードバックしている。

総じて、大学は親鸞聖人の「同朋和敬」を建学の精神として、音楽の力により、「共なるいのちを生きる」ことで誠の人間知性の開発を実現する大学教育を行っている。多様な学生の幅広いニーズに応える質の高い教育体制、学内外でのさまざまなジャンルの数多くの演奏会の開催、あるいは地域連携事業等をとおして、中部地区はもとより国内外で高い評価を得ており、今後一層の発展が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域貢献」「基準B.国際交流」「基準C.生涯学習」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

親鸞聖人が説いた「同朋和敬」を建学の精神としている。設置母体である学校法人同朋学園の寄附行為第3条には「教育基本法及び学校教育法に従い、親鸞聖人の同朋和敬の精神による学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成することを目的とする」とある。大学学則1条及び大学院学則第2条においても同朋和敬の精神に基づく教育を行うことを明示している。建学の精神を理解しやすい言葉に置換えた「共なるいのちを生きる」についても、大学案内及びホームページに解説がある。学部及び研究科の教育目的についてはホームページに簡潔な文書で掲載している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学学則第1条において「教育基本法及び学校教育法に基づき、仏教精神、ことに親鸞聖人の同朋和敬の精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を指向する芸術性ゆたかな人材を養成する」と規定しており、法令に基づく教育を行うこと及び大学の個性や特色を明記している。大学院学則第2条においても同様に、法令に基づく教育及び個性や特色の記載がある。創設以来、音楽の芸術教育を一貫して行っているが、社会のニーズに対応して教育内容を見直しつつ現在に至っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的を明示する学則は、教授会・研究科委員会の議を経て常任理事会及び理事会において審議・決定する過程で、役員・教職員の理解と支持を得ている。教育目的等は、法人の規程集、「同朋学園電子情報蔵」、学生便覧、ホームページ等を通じて学内外に周知を図っている。法人は使命・目的及び教育目的を反映させて中期経営計画を平成27(2015)年に策定した。学部及び研究科の教育目的は三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を反映させて決定し、ホームページに公表している。使命・目的及び教育目的に沿って教育研究組織の構成を見直し、平成19(2007)年に四学科から一学科に変更して、コースと専攻の枠と領域を超えた教育と研究を進展させている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神と教育目的に基づくアドミッションポリシーを定め、ホームページ上に公開している。入学志望者に対して、入試説明会やオープンキャンパス、音楽講習会などさまざまな機会を通じて周知を図っている。

アドミッションポリシーに沿い、多様なニーズに応えるため 5 系 16 コースを設定するとともに、入学者選抜では一般入試のほか、AO 入試、各種推薦入試、特待生選抜型入試など、多様な方法を整えている。早期に入学が決まった入学者には、導入教育として入学前セミナーを実施している。

学部の収容定員充足率が低下した状況が続いているが、新たなコースの設定や吹奏楽指導者養成プログラムの実施など、適切な入学者数の確保に向けた取組みを進めている。

【改善を要する点】

○音楽学部音楽学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的に基づいてカリキュラムポリシーを明確に定め、ホームページ上に公開している。これに沿った教育課程を編成し、音楽を専門的に学ぶ学生が身に付ける内容の学修と、学生の個性やニーズに沿った学修の両立が可能となるよう、系統的、体系的に整備している。また、アドミッションポリシーを具現化し、自国の文化の理解と異文化理解の促進を図るため、邦楽や東洋・アジアの民族音楽に関する講座を開設している。

教授方法の工夫・開発については、FD 研修会の開催や授業評価アンケートの実施・公開などを通じて組織的に取組んでおり、更なる向上を図るために体制の強化を図っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

アドバイザー教員制度やオフィスアワーを整え、受付け時間や担当者などを掲示して周知を図っている。大学生活が円滑に進められるよう、学修や生活に関する疑問や悩み、進学や就職等の相談に応じるとともに、個人情報に配慮しつつ、学生の一人ひとりの状況について教職員とキャリア支援センター、学務課などの間で情報の共有を図り、教職協働によるきめ細かい対応と支援を行っている。

一部の科目の授業を複数教員による協働体制により行っているほか、大学院生をサポート役として学部の授業に参加させる TA 制度や授業補助員などの体制を整えて学修支援を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了認定の基準については、大学学則及び同履修規程、大学院学則、大学院研究科（修士課程）履修規程、大学院学位規程、大学院研究科（修士課程）学位論文及び最終試験に関する規程を定めて厳正に適用しており、シラバスに科目ごとの単位認定の基準を明記している。

実技系の科目については成績評価の客観性と公平性を確保するため、複数の教員による審査を行い、卒業試験、修了試験については、複数の教員による審査を行った上で、教授会及び研究科委員会において厳正な判定を行っている。

平成 27(2015)年度入学生より導入された GPA(Grade Point Average)制度に関しては、進級・履修指導への活用に向けた整備を進めている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援センターにより個別面談を原則とする進路相談を定期的を実施し、教育課程外における指導体制を整備している。学生には「就職の手引き」と「就職支援スケジュール表」が配付され、学部と大学院の全学年を対象とした就職支援のための講座や説明会を数多く開催している。

教育課程内においても「音楽と人生」「ステージ実習」等の科目においてキャリア形成に努めている。実践的な学びの場としてコースに即した「ミュージカル公演 STEP!」や「ディズニー・オン・ビッグバンド」等を開催している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

実技レッスンを含む全ての科目について授業評価アンケートを実施することにより、学修状況の把握、学生の意識調査などを行っている。教育目的の達成状況を点検し評価する方法の工夫と開発を進めている。

アンケートの結果を各授業担当教員に通知し、提出された「授業改善計画書」に基づき講義科目については FD 講習会を、実技科目についてはコースごとの FD 分科会を開くなど教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて評価結果のフィードバックをしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、規則に基づき適切に運営され、機能している。入学時及び在学生への特待制度があり、外部奨学金の導入などの独自の経済的支援もある。その他、学外コンクールの上位入賞者へ参加費等を支給している。

編入、転学生を含む学生が支援を受けやすくするために、ランチ会や「ティータイム“しゃべり場”」を設けるなど、支援の利用を促進するきめ細かい活動を行っている。「質問票」の制度は、学生生活全般に関する意見・要望を学務課を通して問合わせることができるもので、学生生活安定のために機能している。また、学生の健康に関して関連諸規則を定め専門の職員を配置し、健康や生活に関する相談、心的支援などに対応している。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準で定められた教員数は充足している。教員の採用・昇任については教員選考規程に基づき教員選考委員会及び教員資格審査委員会を経て適切に行われている。

教員の資質・能力向上への取り組みとしては教員評価制度委員会の今後の具体的な活用が期待されるが、FD 委員会を中心に授業評価アンケートの結果を授業改善につなげる「授業改善計画書」の提出が行われている。教養教育実施については、名古屋音楽大学を含む学校法人同朋学園の3大学での単位互換を図るなど、協力体制が整備されている。

【参考意見】

○教授数の不足の点は、やむを得ない欠員とはいえ、人事計画に沿って早急に是正し適正な運営状態にすることが望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている

【理由】

耐震補強工事は全館完了し施設設備の安全が確保され、必要に応じたバリアフリー対策も講じている。設置基準の定める校地、校舎、設備、実習室、図書館等の教育環境は整備されており、教育目的の達成のために適切に管理・運営をしている。

個人レッスンをはじめとして教育効果を上げられるクラスサイズが保持され、授業を行う学生数を適切に管理している。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 3 条に「教育基本法及び学校教育法に従い、親鸞聖人の同朋和敬の精神による学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成することを目的とする」と書かれており、大学は、この目的に沿った経営を適正に行っている。大学は、中期経営計画を作成、見直し、使命・目的の実現への継続的な努力を続けている。

教育情報、事業報告書及び監事の意見を付した決算書を法人のホームページに公開し、法令に基づく情報の公表を適切に行っている。財務情報は、法人の広報誌「Campus Report」にも掲載している。法人は「地球温暖化対策計画書」を策定し、エネルギー使用量の削減に努め、環境保全に対して力を入れている。大規模災害に対応するための消防計画を策定し、これに基づき自衛消防組織を編制している。人権への配慮として、関連諸規則を整備し、ハラスメントや個人の権利、安全に配慮した組織運営に努めている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 15 条に定める理事会を最高意思決定機関とし、理事会は予算・決算をはじめとする重要事項について審議・決定を行うとともに、理事の職務の執行を監督している。理事会は理事 18 人で構成され、年 3 回開催している。大学の使命及び目的を実現するために、理事会及びその諮問機関として評議員会を設けている。さらに、理事長及び常任理事をもって組織する常任理事会を、月に概ね 2 回開催して、寄附行為細則第 8 条に定める事項について審議・決定することにより、理事会機能の円滑化、合理化、迅速化を図っている。平成 27(2015)年度学校教育法改正に対応して各規則を改定するなど、法令の遵守に努めている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は大学の運営委員会、教授会の意見のもとに意思決定を行い、理事会に提案する権限を有し、更に理事会で決定された方針に従い、学則にのっとり大学を統括し、大学運営に当たる権限を有している。

教授会は教育研究に関する重要事項について意見を述べるものとなっている。

運営委員会は大学運営に関する重要事項を審議するために、学長、学部長、大学院研究科長、各系長他から構成され、大学運営委員会規程第5条に定められた事項を審議している。このように大学の意思決定と業務執行において、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制が整備している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は、自らのリーダーシップのもとで、教学の最高責任者である学長と連携、協力して、経営課題に取り組む体制ができている。学長は教学部門の最高責任者であると同時に法人の理事として、教授会及び研究科委員会の決定事項等について理事会に説明、報告すると同時に、理事会において審議・決定された事項についても教授会及び研究科委員会において報告を行っている。

評議員会は寄附行為に従い、適正に運営されている。監事は、理事会、常任理事会、評議員会に出席して意見を述べ、法人全体の管理運営機関を総合的にチェックしている。

教員の意見や提案は、各種委員会、運営委員会を経て、教授会又は研究科委員会において学長が意見を聞き決定を行っている。職員の意見や提案は事務部長に集約され、事務協議会において審議した後に、事務局長が常任理事会に上申する体制が整っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人同朋学園組織規程」「学校法人同朋学園管理系統機構図」「学校法人同朋学園事務分掌規程」により、組織、職制、職務を定め、教育・研究の円滑な運営及び事務の効率化・適正化を図っている。

平成 27(2015)年度より、同一法人の設置する 3 大学それぞれの部署で分かれて行っていた業務を、機関横断的な事務組織として入試・広報センター、キャリア支援センターに統合し、効率の良い業務執行体制を構築した。

全職員が行った自己評価をもとに、理事長・所属長による面接を実施し、直接意見や提案を聞くと同時に職員評価をしている。

職員の能力向上のために、職員研修に関する規則が定められ、それに基づき研修が実施されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

理事会は平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度の財務実績を分析し、それをもとに平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度財務計画表を作成して財務状況の分析と予測を行った。この中期経営計画に基づいた各年度の事業計画の作成と予算編成を行っている。

法人は、安定した財務基盤の確立のため、人件費、経費の見直しを行い、収入超過の予算、決算を行っている。その結果、帰属収支差額は 7 期連続で収入超過を維持している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準、寄附行為及び経理規程に従って行っている。また、会計監査は適正に実施されている。

学校法人会計基準の一部を改正する省令ほかの変更により、財務会計システムのバージョンアップを行い、法令に対応した会計処理を行うとともに、経理規程等の変更も行っている。

毎年10月の人事異動による人件費の確定を受けて、12月の理事会・評議員会において予算の補正を行っている。

大学は監事による監査に加え「学校法人同朋学園内部監査規程」に基づき、法人の業務活動の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的とした内部監査室による監査を実施している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価のための組織として、大学評価委員会とFD委員会を設置している。大学評価委員会は自己点検評価書の作成を行うと同時にFD委員会の活動を注視し、双方が連携して改善活動に取り組んでいる。これまで実施した自己点検評価書については、ホームページで公表している。7年ごとの大学機関別認証評価をもって、自主的・恒常的な自己点検・評価を行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目4-2を満たしている。

【理由】

自己点検・評価について、平成 21(2009)年度及び平成 26(2014)年度実施分については、日本高等教育評価機構の評価項目に基づき実施し、エビデンス集（データ編、資料編）を整備して、客観的な自己点検・評価を行い、ホームページで公表している。授業評価アンケートは、平成 27(2015)年度より、設問内容を講義科目と実技科目の授業実態に合わせたものに変更して実施した。その結果については FD 委員会を中心に分析して、授業改善への提案、FD 講習会等を行っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学評価委員会及び FD 委員会は、平成 21(2009)年度の大学機関別認証評価の結果を踏まえて、シラバスの改善、授業評価アンケートの毎年実施と全科目実施、授業アンケートのデータ公開等の改善を行い、PDCA サイクルの仕組みの確立に努めた。FD 委員会が中心となり専任及び兼任教員を対象とした、講義科目及び実技科目の授業改善・向上を目的とする講習会及び FD 分科会を実施し、そこで得られた情報をより多くの教員にフィードバックしている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育、良質の音楽を提供する演奏会など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② 地域の施設等での演奏会やワークショップなど、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-③ 小・中学校、高等学校での演奏会や出張レッスン、出張講義など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 同窓連携、行政連携、文化諸団体との連携を通じた音楽文化の振興と継承

A-2-① 音楽という専門を通じた同窓生の連携による地域の音楽教育及び音楽文化振興への貢献

A-2-② 音楽という専門性を活かした特色あるかたちでの行政・文化振興団体との連携

A-2-③ 音楽諸団体、文化諸団体との連携

【概評】

大学が所有する三つのホールを音楽教育振興及び音楽文化振興の目的を持った公共性の高い公演や催事に対して外部への貸出しを行っているほか、規則に従って学内外に楽器の貸出しを行っている。また、附属図書館を一般に開放して知的資産を広く社会に還元している。

名古屋市生涯学習推進センターや名古屋市科学館との連携による公開講座を継続的に開催しているほか、附属音楽アカデミーでは大学施設を使用して音楽教室を開講している。また、大学主催の演奏会や、大学院生や学部生による学内リサイタルや発表会を多数開催し、一般に公開しているほか、愛知県内や東海地区の公共施設などで年間 50 回を超える「めいおん出張コンサート」を実施している。さらに、大学と小・中・高校との連携の一環として学校への依頼演奏や出張レッスン、出張講義などを実施して、大学が持つ物的・人的資源の提供を積極的に行っている。

「めいおんの会」や「めいおん音楽祭」、ホームカミングデイなどの諸行事を通して、大学と同窓生及び同窓生相互の連携を深めるとともに、さまざまな交流を展開させている。

近隣地域の各自治体や劇場などと連携して、各種の演奏会や講座などを開催し、音楽の専門性を生かした活動を通して地域の音楽文化の振興や教育の充実・発展に貢献している。また、名古屋フィルハーモニー交響楽団をはじめとする愛知県内の音楽諸団体や、名古屋楽壇懇話会などの文化諸団体との連携を図り、交流を深めている。

基準 B. 国際交流

B-1 音楽を通じた国際交流

B-1-① 海外の大学との連携協力協定の締結と音楽を通じた学術交流

B-1-② 世界の音楽家との交流を通じた音楽文化と音楽教育の発展

【概評】

建学の精神である「共なるいのちを生きる」を国際交流について生かすべく、海外の大学との交流を通して学生の学びの場を提供し、音楽文化の発展に寄与している。具体的な事業としては、大連外国語学院（中国）、オペラアカデミー「アルナルド・マントヴァーニ」（イタリア）、台南応用科技大学（台湾）、東海大学（台湾）と海外学術交流協定を結び、例えば東海大学（台湾）とは、めいおんホールでオペラ「フィガロの結婚」を演奏会形式で、台湾の台中中山堂においてオペラ「魔笛」を上演する等の交流事業を行っている。

他にもオルネイスボワ音楽院（フランス）とのサクソフォーン交流コンサート、台南応用科技大学（台湾）、中山大学（中国）での打楽器招待演奏、4 か国 4 大学交流プロジェクトとして、チュラロンコン大学（タイ）、国立カロール・リピンスキー音楽大学（ポーランド）、台南藝術大学（台湾）との「国際学生交流マリンバコンサート」があり、すでに第 2 回を開催している。また、インドネシアの「バリ島アートフェスティバル」への出演もある。今後オーストリア、フィンランドとの交流も計画されている。

一方、国内外の音楽家による公開レッスンや公開講座もピアニストと声楽家を中心に継続的に実施している。また、管楽器奏者や打楽器奏者によるものの他に、総合的な舞台芸

術の発展を視野に入れたダンサー振付家によるマスタークラスも実施している。

基準 C. 生涯学習

C-1 大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用

C-1-① 子どもを対象とした音楽教室などの実施

C-1-② 社会人を対象とした音楽教室、公開講座、リフレッシュ教育などの実施

C-1-③ 編入生・研究生・ディプロマコースなどを活用した社会人の受入れ

【概評】

附属音楽アカデミーで音楽教室を開講し、幼児・児童から高齢者に至る幅広い世代の受講生が参加している。また、名古屋市生涯学習推進センターとの連携による公開講座を実施しており、各種の演奏会とともに社会人に対する音楽教育の場として、地域の文化振興に寄与している。

平成 25(2013)年度より設置された社会人を対象とするカレッジディプロマコースについては、現在は履修者が不在の状態であるが、履修内容などの見直しを進めており、今後の展開が期待される。

学部と大学院研究科に整備した研究生制度は、卒業生や大学院修了生のキャリアや、留学生を受入れる場としての機能を果たしており、順調に進んでいる。また、科目等履修生の受入れも継続的に行っている。

